

反戦情報

2016・9・15 No.384

2001年2月9日第3種郵便物認可 第384号
2016年9月15日発行 (毎月1回15日発行)

改憲安倍暴走政権と明仁天皇の「おことば」



「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」(宮内庁)で「生前退位」の意向をつよく表明する明仁天皇(8月8日)

〈巻頭言〉	〈教育〉
天皇「生前退位」の意向表明—改憲派への一撃 2	教育における政治的中立と政治的教養 河東 真也 13
〈論壇〉	全国学力テスト体制下の大阪市で進む教育破壊 伊賀 正浩 15
今こそ「生前退位」で「戦争責任」を(上) —現代版「大日本帝国」の清算— 豊旗 梢 3	「主権者教育」テーマの山口県高校教研の報告 今宮 憲一 17
〈原 発〉	〈著作紹介〉
中国電力に損害賠償請求の全額放棄させる —上関原発スラップ訴訟、被告側の勝利的和解成立— 8	「イスラム国」の内部へ—悪夢の10日間 津村 正樹 19
上関原発阻止被告団・弁護団の声明 10	〈講演〉
山口県による上関原発埋立免許延長許可を弾劾する 足立 修一 11	暴力の連鎖の中で考える平和憲法(3) —イラクから見る日本 高遠菜穂子報告会— 21
	『かぞくのくに』 鈴木 右文 23

8月8日に全国放映された明仁天皇のビデオ・メッセージ。「生前退位」の意向をつよくにじませたこのメッセージが、内外に波紋を広げている。

これに先立つ7月13日にNHKが報じた「天皇が生前退位の意向」というスクープに動揺を隠せなかったのが安倍晋三首相だ。外遊直前、羽田での記者団の質問にも「ノーコメント」、政府高官もその事実そのものを否定するコメントに終始した（海外メディアのなかには、天皇が安倍首相に改憲を思いとどまるようにとのシグナルを送ったと報じたところもあった）。

それもそのはず、「天皇の生前退位」にもっとも強く反対し、議論が起ころたび潰してきた張本人が安倍晋三だからだ。

何故か？ 安倍晋三（とその取り巻きたち）の思惑はどこにあるのか？ 内田樹氏（神戸女学院大・名誉教授）は次のように言う。「（自民党改憲草案第一条で）天皇は『象徴』でなく、『日本の元首』とされています。……なぜ改憲派は天

皇への権限集中を狙うのか。それは戦前の『天皇親政』システムの『うまみ』を知っているからです、

「彼らにとつて天皇はあくまで『神輿』に過ぎません。『生前退位』に自民党や右派イデオログがムキになって反対しているのは、記号としての『終身国家元首』を最大限利用しようとする彼らの計画にとつては、天皇が個人的意見を持つことも、傷つき病む身体を

上、「途中降板」などは論外だったのだ。

明仁天皇は今回の「メッセージ」のなかで「象徴」という言葉を8回繰り返し、「象徴的行為を十全に果たしうるものが天皇であるべきだ」という考えを強調したが、ここに彼の考えが「凝縮」している。天皇制を戦前型に回帰させ、国民支配のイデオロギーとして改めて利用しようとする安倍晋三や日本

〈巻頭言〉

天皇「生前退位」の意向表明

——改憲派への一撃

持つていることも、ともに許しがたいことだからです」——。

天皇の「生前退位」というのは、江戸時代後期まではありふれたことだった。「終身国家元首」化は明治以降のことだ。天皇を「現人神」に仕立てて国家神道を支配イデオロギーとした明治政府は、大日本帝国憲法と皇室典範によって「天皇生前退位」を否定、終身制とした。天皇を「現人神」とした以

会議などの極右勢力と明確に一線を画する姿勢を、直接、国民に明らかにしたのだ。「天皇が生前に退位する」ということは、天皇は国家

の『役職』にすぎないということを示すことだ。役職だから時期が来たら退位する。役職を果たせなくなったら交代する。もし、これが制度化されたら、天皇をもう一度、現人神に担ぎ上げ、国民支配のイデオロギーに利用することは難

しくなる。そのために天皇はこの『生前退位の意志』を明確にしたのではないか（LITERA 7月14日）——。筆者も、この評価が妥当だと思う。

今回、明仁天皇がこのような異例の「メッセージ」を発したのには、安倍晋三が改憲の動きを本格化させようとしていることへの相応な危機感があったからだと思えるべきだろう。自公与党が改憲発議に必要な衆参両院の3分の2の議席を確保する参院選での勝利が明らかになったのが7月10日、NHKのスクープが同13日というタイミングにも、それが示されている。明仁天皇のこの問題提起に対して、安倍晋三政権は「今回限り」の「特措法」でお茶を濁す方針だそうな……。

けれどもこれを機に、明治以降の「近代天皇制」そのものを問い直す動きが生まれざるを得ないだろうし、また、そうすべきだと筆者は考える。

（編集部N）

今こそ「生前退位」で「戦争責任」を(上)

— 現代版「大日本帝国」の清算 —

豊旗 梢

【第一部 読み解き編】

■さすがにそこまでは……

「生前退位」は「戦争責任」の問題である。現天皇もさすがにそこまではいえず、

「健康」と「公務」の過重との表現を借りた。確かにそういう面もあるが、政治関与はできないとの理由がたかが健康と公

務のゆえである、とはバランス感覚からは到底思えない。父昭和天皇を悩ませたあの思いが当時も今も「生前退位」のわけに影を投げていないはずはない。「摂政」を強く拒否したのは、覚悟を知ってほしいとのメッセージと受け取れる余地がある。

筆者がこういうのも異見ではない。むしろれつきたる事実である。敗戦直後、天皇の弟宮三笠宮が提言し、母(大正天皇妃)貞明皇后も

課題とし、当時の東大総長南原繁は退位をはつきり言

明している。三淵最高裁判所長官が雑誌座談会で退位

すべきとの発言をし、米国占領軍も退位後の政体につ

いて議論は始めていた。これに対する天皇の反応は確

認できる記録に残っていないが、おそらく相当に動揺していたとみられている。そもそも、歴史家はこの期間の天皇のナマの発言記録の量が極端に減少しているという。

結果的に、国際軍事裁判および天皇とマッカーサー元帥との劇的会見を機に、問題は天皇の留任という結末で目下の問題としては終息し、「象徴天皇制」というギリギリの奇策で歴史の表面からは消え、日本社会の「平和と繁栄」の中に伏流した。だが、解決したのではなく長い眠りについてだけである。

■すべてのことが許されるのか

「バンドラの箱」は開かれた。しかもモンダイの箱を開いたのは天皇自身である。

昭和天皇(ならびに天皇制)にはもちろん戦争責任はある。戦争が敗戦に終わった直後、焦土となった国土と荒涼たる山河を目の当たりし、さすがに大日本帝国の夢から覚め、個人的に半端でなく後悔

の念と責任を感じただろう。昭和天皇にも少なくとも平均人の責任感覚はあったと認めるにやぶさかではない。その意味では個人を非難しているのではない。むしろ、彼が別の運命のもと一人の平凡な市井人として生まれていたらさしたる問題はなかっただろうが、実はここから我々国民の現在に至る不幸が始まる。

80年近い長い年月、来る日も来る日も天皇を中心軸として「大日本帝国」という日本人の宇宙は回っていた。回るものを中心軸は水揚げ井戸の枢(くるる)のごとく動かないものである。というより、動かないからこそ周りが回れるのだ。この中心とは何であるかは問題ではなく、空虚でも構わない。ただ中心にいたこと自体が決定的であって、望むと望まざることによらず、地位にいる者にはひとえにその重い地位にあること自体の全責任がある。責任がないことなどそれこそありえない。あの侵略戦争が許されるならこの世に許されないものは何もなく、それこそ「カラマゾフの兄弟」の言い方にな



昭和天皇(1935年)



終えた。当時、退位となれば「大日本帝国」の犯罪が白日のもとに暴かれ累がおよぶのを恐れた戦争犯罪者たちがあまたいたが、皮一枚から息を吹き返し悪知恵に長けたこれら下

手人たちに、あえて言えば、いいように籠絡され懐柔され、ときには唯々諾々と利用され続けたことは否めない。もとをいえば、この妙な「象徴天皇制」は誰も予想し望むところではなかった。敗戦間近で現実味を帯びてきた天皇制廃止の危機を直観的に感じ取った「大日本帝国」の現実的和平派使用人が、無条件降伏との間で狡猾な取引をした唯一ギリギリの妥協の最終産物である。塗炭に苦しむ国民などこの期に及んでも眼中にはなかつたのである。このことはすべての日本人は今しかと覚えておこう。天皇に責任を取らせない代わり「象徴」としてなら残してよい、これが最終案であると。これがマッカーサーが吉田茂に示した最後通牒であった。憲法に法律用語にない「象徴」という妙な用語は誰も聞いた者はなかつたが、ともかくにも、これによつ

て「大日本帝国」のDNAはかろうじて保存される。旧体制が安堵し急ぎよ受け入れたことは言うまでもない。

「戦争」こそ歴史の産婆役

戦争は歴史の産婆役である。戦争は近代において支配政体の大きな変革と一新を仲立ちした。日本には近代戦争はまず戦争の日清・日露戦争で、第一次世界大戦への関心が総じて薄いが、その第一次大戦中にはロシア革命とロマノフ家の倒壊(ツァーの退位)そしてソ連の樹立があり、戦後ではドイツ第二帝国崩壊と皇帝カイゼルの退位そしてワイマール共和国の出現、オーストリア・ハンガリー帝国崩壊と中世以来8世紀にも渉るハプスブルグ家の退位、版図の大幅縮小で共和国の出現、オスマン・トルコの君主制崩壊と共和国による近代トルコの出現、遡れば普仏戦争敗北によるナポレオン3世の退廃的な第二帝政の崩壊と第三共和政の出現である。

あの戦争と「心中」し奈落の底に？

でも現在まで温存した。「戦後総決算」を目指すべきはむしろわれわれ革新派であるのに、象徴天皇制の下で「平和と繁栄」の物質主義に悪乗りしてきたのである。本当の精神的な意味では、戦争に負け続けているのは右翼ではなくむしろ左翼なしいしは革新派である。いま人類は21世紀に入り先進国が成熟した後期産業社会に移行しようとするとき、突如ネオ・ナチ張りの政体にタイム・バックしようとしているが、安倍晋三の如きに負けることこそ、本当の負けの証拠である。

「私はビスマルクではない」

例えば、すべてのことは許される。この責任は客観的なものであり、責任者個人の心理、思想、人格などには何のかわりもない。

ビスマルクでないことがそんなにいいことなのか？

証拠によれば、たしかに昭和天皇がみずから「責任がない」と言明したことはない。しかし全く個人観察からいえば、天皇は好人物ではあったが(ドイツ帝国の独裁者ビスマルクのような)強い意志には欠けていた。現実として、思い迷った末、地位にとどまり責任をとる(あるいはとれる)ことなくそのまま一生涯を

は誰も予想し望むところではなかった。敗戦間近で現実味を帯びてきた天皇制廃止の危機を直観的に感じ取った「大日本帝国」の現実的和平派使用人が、無条件降伏との間で狡猾な取引をした唯一ギリギリの妥協の最終産物である。塗炭に苦しむ国民などこの期に及んでも眼中にはなかつたのである。このことはすべての日本人は今しかと覚えておこう。天皇に責任を取らせない代わり「象徴」としてなら残してよい、これが最終案であると。これがマッカーサーが吉田茂に示した最後通牒であった。憲法に法律用語にない「象徴」という妙な用語は誰も聞いた者はなかつたが、ともかくにも、これによつ

だとなれば、敗戦による天皇制廃止も現実のオプションの一つとして正しい道であり、稀有ではあったが現実のチャンスであった。戦争責任を正しく清算し清新な日本を創造すべきであったのに、象徴天皇制」という正体不明の中途半端な「平和と繁栄」のカムフラージュが矛盾を覆い隠し、政治犯罪者の政治悪を今日ま

ナチが滅んだのはやはり敗戦であったが、日本では戦争遂行者は敗戦でもついで減びなかつた。それどころか、70年も経つのにいまだに侵略戦争を肯定し、靖国ではいい大人がゾロゾロ連れ立ち臆面もなく戦争を賛美し、従軍慰安婦は認めず教科書には公然と干渉する。戦後政治は連合軍が釈放した未決A級戦争犯罪人(たとえば岸信介)や戦争遂行の公職追放者(たとえば鳩山一郎)が作った自由民主党政府が今もしつかと担っている。いつたいどうなっているのか。あの完膚なき戦争敗北の好機さえ生かせないなら、どう平和的に可能なのだろうか。レーニンが腐敗した帝政ロシアが第一次世界

大戦で戦況不利であることを好機ととらえ、あの「封印列車」という大芝居のリスクを冒してまでして、帝政を崩壊に導いた。もちろん戦争は避けるべきである。であれば、道筋はなかなか見えてこない。われわれは手を拱いて、この石臼のような愚かな戦争賛美者とともに海中深く引きずり込まれ、奈落の底に沈むのか。

■いま「ダンジョン」の奥から

現天皇は戦争責任派とみてよい。雑誌によれば、最近だが、護憲派の理念的指導者で憲法学者樋口陽一、同じく開明的護憲派哲学者柄谷行人を皇居に招いている。それ以上に、もちろん複雑な思い入れをいだきつつ長く父親を客観的に見てきた。ただ、ホネネは、自分は無権利で体のいい「象徴天皇制」の「ダンジョン」(座敷牢)に押し込まれている。ことさらに「政治的発言はできませんが」を思わせる点は、逆に言いたいことを言外に表現しているのである。

つまりは象徴天皇制のもとで「天皇は国政に関する権利を有しない」(憲法第4条)。実は奇妙にも、これを強調するのはむしろ右翼なのである。「天皇」(昭和天皇に限らず)には発言させない、責任にも触れさせない、退位もさせないことにミエミエの狙いがある。

天皇の「生前退位」がただちに天皇制

の「戦争責任」に通じかねないことは当事者であつた彼らはよく心得ているし、実際その想像は正しく、またそうあるべきである。「戦争責任」とは制度上の機関の責任、すなわち、その地位にあつた者あるいは現在ある者の責任であつて、ある生身の個人自身の責任ではない。制度には連続性がある以上、前任者の責任であつて私の責任ではない、というわけではない。

彼らはまた、現天皇が決して靖国には赴かないことや、戦争犠牲者の慰霊の旅、敗戦記念日の戦没者慰霊式典の式辞の中に、現天皇の自分らに対する暗黙の不快なメッセージをかき取り、現天皇への不信不快と反感を押し隠してきた。かれらが「万世一系の」という中にあるのは現

実には存在しない理想天皇像で、「今のあなたは違う」という秘かな底意が見え隠れしている。このような「大日本帝国」のDNAがここまで執拗に今日に生き続けているか私もあらためて驚くほかないが、いま永田町官邸にいる一人などはその十分な証拠といえよう。この住人が現天皇の生前退位に何を思い何を恐れるか、皮肉にもその「思い」も「恐れ」も実は正しいのである。

【第二部 「戦争責任」演習編】

戦争責任を考えるうえで論じられてきた論点資料を掲げる。これらの事例にもかかわらず、天皇には責任はないというのが従来の公式見解である。目を通しておいて下さい。

一、大日本帝国

憲法

第一条(天皇主権) 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
現代語訳 大日本帝国は万世一系の天皇がこれを統治する。

第四条(統治大権) 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ

依り之ヲ行フ

同 天皇は国の元首であつて統治権を総攬(そうらん)しこの憲法の条規によりこれを行う。

第十一条(統帥大権) 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

同 天皇は陸海軍を統帥する。

第十一条四項(戒厳大権) 天皇ハ戒厳ヲ宣告ス

同 天皇は、戒厳を宣告する。

〈解説〉「万世一系」とは、現在まで決して絶えることなく交替もなかつた一本で続いてきた神聖な家柄とされること。「統帥(とうすい)権」とは軍隊の直接的な最高指揮権、天皇が政府の関与なく直接に軍隊を動かす法的権限。軍隊およびその行動が政治の権能の外におかれる根拠となり、軍隊の暴走から破滅的結果をもたらした。ただし、司馬遼太郎は破滅は天皇の責任に至らず、統帥権制度にその原因を求めている。なお「帥」の字画に注意。「総攬」とは、自らの手に納めること。憲法は天皇の主権の実行手段である。

二、陸海軍軍人に賜はりたる勅諭

(軍人勅諭) …抄

抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己か本分の忠節を守り義は山



田中義一・元首相

嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ

現代語訳 そもそも、国家を保護し国家の権力を維持するのは兵力にあるのだから、兵力の勢いが弱くなったり強くなったりするのはまた運命が盛んになったり衰えたりすることであることをわきまえ、世論に惑わず、政治に関わらず、ただただ一途に軍人として自分の義務である忠節を守り、義（天皇の国家に対して尽くす道）は険しい山より重く、死はおおとりの羽よりも軽いと覚悟しなさい。

三、田中義一に対する 天皇「叱責」事件

中国の軍閥張作霖を爆殺した謀略事件の調査を約した軍人首相田中義一に対し、その約束違反を直に厳しく叱責、恐懼した田中が数日後に辞職した事件。天皇の権力を見せつけたと同時に、以後天皇が「自制」という理由で政治責任回避に動く元になった重要な意義がある。

内閣は総辞職した。聞くところによれば、もし軍法会議を開いて尋問すれば、河本は日本の謀略を全部暴露すると云ったので、軍法会議は取りやめということになったというのである」

四、関東軍への勅語

（昭和七年一月八日）

曩ニ滿州ニ於テ事変ノ勃発スルヤ自衛ノ必要上関東軍ノ將兵ハ果斷神速寡克ク衆ヲ制シ速ニ之ヲ芟討セリ爾來艱難苦ヲ凌ギ○寒ニ耐ヘ各地ニ蜂起セル匪賊ヲ掃討シ克ク警備ノ任ヲ全ウシ或イハ嫩江齋々哈地方ニ或イハ遼西錦州地方ニ氷雪ヲ衝キ勇戦力闘以テ其禍根ヲ抜キテ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ヌ汝將兵益々堅忍自重以テ東洋平和ノ基礎ヲ確立シ信倚ニ対ヘンコトヲ期セヨ

（※○は「示す」へんと「ことごと」へんの組み合わせ。「き」と読み、静かなことの意味）

〔解説〕「関東軍」は日清（実際は日露）戦争以後、中国遼東半島から東北部（いわゆる満州）一帯を侵略、支配した日本軍。昭和六年日本の謀略と露見した柳条湖事件（いわゆる満州事変）をきっかけに一気に軍事行動を拡大、軍事的制圧を成し遂げた。それに対するよくやったと天皇の直々の「おほめの言葉」。当初は、違和感、不快感を示しあるいは制止行動

を試みるも、結局は口実をもうけて事後追認に流れる天皇の行動パターンの典型行動とされる。

五、二・二六クーデタ事件で「賊軍」討伐の奉勅命令を発す

日本歴史上三、四件の「クーデタ」事件が数えられよう。大化の改新（中大兄皇子のちの天智天皇、天皇家の競争者豪族蘇我氏の長者を宴席で謀殺、天皇家の覇権を確実に）、明智光秀の本能寺の変、明治の王政復古のクーデタ（慶応二年、岩倉具視を中心とした薩摩長州両藩の武力討幕派が土佐藩中心の公儀政体論を圧倒して、徳川氏残存勢力の一掃を秘密に画策、御前会議で王政復古の大号令を発布）など、これらは直接の実行には成功した。

最後のクーデタは昭和十一年二月二六日未明のはね上がり右翼青年将校による大規模な政財界要人襲撃・暗殺事件である。計画の幼稚、陸軍内の複雑な思惑などから未遂に終わり首謀者以下の大量処刑となった一方、背景となった陸軍内部の派閥抗争にケリが付きかえって軍部の内外における純化、軍国ファシズム化が進行した。

天皇は今回は自ら軍部の中の体制主流派に乗って積極的に行動し、後日の天皇の政治関与と戦争責任の否定にとつては

不都合な事例となった。以下は関係者の日記等に残る天皇の言行の記録であつて、心理的高揚と興奮の様子が伝わる。

「朕が股肱の老臣を殺戮す。かくのごとき凶暴の將校らは、その精神において何の恕すべきや」

「朕がもつとも信頼すべき老臣を（ことごとく）斃すは、真綿にて朕が首を絞むるにひとしき行為なり」「朕自ら近衛師団を率い、これが鎮圧に当たらん」

ここで、「朕」（ちん）とは君主の一人称の自称、「將校」とは軍隊の幹部リダーで少尉以上の階級の者の総称で、下士官に対する。「師団」は軍隊の兵力編成単位として、軍の下、連隊、旅団の上に位置づけられる。天皇自身も軍人として軍隊の最高位「大元帥」である。

天皇自身が討伐を宣言し自らが先頭に立つと宣言した瞬間、決起將校や下士官全員が天皇に逆らう「賊軍」の地位に転落し、軍人としてはもとより人としても社会の苛烈な指弾をうけ社会的な死が決定的になる当時の事情は、今日からよく想像の及ぶところではない。内部がお互いの疑心暗鬼でモタモタして危機を克服できない軍部に業を煮やした天皇の命令（「奉勅」は勅命を奉じての意で、形式上は私戒嚴司令官が原隊復帰を命令するが、天皇陛下の命令が背後に控えているぞ、観念せよ、の意）で、危機は四日後に終息する。

「戒嚴司令官ハ三宅坂付近ヲ占領シアル
將校以下ヲモツテ速ヤカニ現姿勢ヲ撤シ
各所屬部隊ノ隸下ニ復セシム 奉勅」

天皇の行動とその結末は、後日戦争責
任で「権限と責任なき」天皇像の作出に
苦勞する旧体制にとつては、不都合な背
後事実のエビデンスとなつた。

六、米英兩國に対する宣戦の詔書

(昭和十六年十二月八日)

天皇はこの詔書に署名し印(御璽)を
押印した。ほとんど天皇の抵抗はなかつ
た。「立憲君主」として求められたものは
自分の意志では拒否しないという理由で
ある。果たしてどうだったろうか。それ



二・二六事件(反乱軍將校たち)

はその場限りの遁辞ではないだろうか(実
はさらに困惑する事態がその後起きたの
だが)。

読者諸氏よ、あの愚かで無謀かつ破滅
的戦争を始めた時代的記録文書に一度目
を通しておくのも今後のために有益であ
ろうか。さすがに、少し以前から策万事
休するのを観念していたと見え、文章と
しては練られ、格式として句読点はない
が所々飛ばし拾い読みしても、意外に国
語的には意は通じる。

曰く、侵略に対する正当な抵抗者を荒々
しいわからずや(暴戻、ぼうれい)と断
じ銃剣とピストルを突き付けながら相手
を説教し、自身さえ信じていない「平和」
の握手を求め、勝手に裏切られたと嘆い
て見せる。それでいて對抗の包圍網

には「自衛」を振りかざして感情的
反発を發する。総じて、ナチに見え
るような好戦的な自信や権力意志は
感じられず、自らの行動の理屈を見
出せない弱さによほどあせっている
のだろう。日常の対応物なら、はつ
きりいつてグチの類の雰囲気さえ漂
う。

ただ、欧米に対するせめてもの意
地や意趣返しとして、第二段落に日
清や日露の場合に見られた「国際法
を守りつつ」という句がこっそり落
としてある。国際法は西洋人のもの
であり、アジア人の解放戦争はそれ

には拘束されないというすねた心情が見
られるほか、実際問題として宣戦布告前
に奇襲攻撃をかける戦術意図が軍部から
働いていたのである。これは永らく日本
人は信用できない卑怯者という通俗評価
のもとを作った。

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大
日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆
ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ
陸海戰將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕
カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶
ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總
力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算
ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和
ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇
考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサ
ル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共
榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國力常ニ二國交
ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英
兩國ト鬩端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サ
ルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政
府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ
テ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干
戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タ
リ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト
善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重
慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ
兄弟尚未タ牆ニ相闚クヲ悛メス米英兩國

ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長
シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ
逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊
ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝
國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂
ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナ
ル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和
ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌
リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時
局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ
益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我
ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移
セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力
ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆
ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存
自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎ス
ルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠
誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ
禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ
以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

(注)「東亞」とは日本が覇権を確立しよ
うと意圖した東アジアの全域。「干戈(か
んか)」はほことたて、転じて「武器」さ
らには「戦」「戦争」。(つづく)

大学教員)

□□

中国電力に損害賠償請求の全額放棄させる

―上関原発スラップ訴訟、被告側の勝利的和解成立―

上関原発（山口県上関町）建設に反対する同町祝島の島民ら4人に中国電力が約4800万円（当初、のちに約3900万円に減額）の損害賠償を求めたスラップ（恫喝）訴訟

は8月30日、山口地裁（桑原直子裁判長）で和解が成立した。和解は中電に損害賠償の全額を放棄させるなど、被告側の勝利的和解となった。中電は2009年12月、上関原発



勝利的和解を勝ち取った4人の元被告と支援者（山口地裁前）

建設予定地の埋め立て工事海域で漁船やシーカヤックの阻止行動により、工事を妨害され損害が生じたとして、4人に賠償を求める訴訟を山口地裁岩国支部に起こした。ちなみに、埋め立て工事は進捗率0%のまま福島第一原発事故後、中断している。

和解内容は、①損害賠償の放棄、②埋め立て工事が再開された場合、被告4人は陸域の工事区域に立ち入ったり、海上交通三法に違反して中電関係船舶の航行を妨害したりせず、第三者にも同様の行為を促さない、③違反したら1日100万円を中電に支払う、④禁止事項や法律に違反しない限り、被告らは一切の表見行動について中電などから何らの制約を受けない――など。

和解成立後、山口地裁前では支援者約170人が「勝利的和解成立！」

6年8ヶ月もの長いあいだくじけず闘い抜いた被告の皆さんに感謝」などと書かれた横断幕を掲げ、拍手と歓声で元被告4人と弁護士を出迎えた。4人は支援者から花束を贈られ、元被告の一人で「上関原発を建てさせない祝島島民の会」の清水敏保代表が、言葉に詰まりながら「みなさんの支援により今日を迎えることができました。勝訴より強い和解だ。上関原発が白紙撤回されるまで、みなさんとともにがんばる」と語った。

その後、元被告らは近くの会館で報告集会をひらいた。冒頭、弁護士事務局からこの訴訟の経過と和解内容についての報告がおこなわれ、つづいて堀良一弁護士が「中国電力によるスラップ訴訟の勝利的和解について」と題する上関原発阻止被告団・弁護士団の声明（10ページに全文掲載）

を読み上げた。声明は、勝訴判決に匹敵する勝利的和解だと評価し、その理由として、中電に損害賠償請求権を全額放棄させたこと、今後の上関原発反対運動に関して一切の表現行動について制約を受けないことを中電が認めざるを得なかったこと——などを挙げた。堀弁護士は勝利的和解を勝ち取ることができた要因として、①中電は4人の元被告をくじけさせようと4800万円もの賠償を請求したが、4人は逆に絶対に勝つてやると団結してがんばり続けたこと、②中電は上関原発反対運動の中心メンバー4人のくじけさせた姿をみせつけて反対運動が尻すぼみになることを狙ったが、支援者のみなさんは毎回、裁判の傍聴に来るだけでなく、支援の輪を広げ反対の声を大きくしたこと、③弁護士ががんばったこと——を挙げ、「弁護士を35年やってるが、損害賠償を請求されて、請求を放棄させる和解ができたのは初めての経験だ」と語った。また、元被告から最初に弁護を依頼された浅野正富弁護士も、「賠償金をゼロにしてやると言って請け負う弁護士はほとんどいない。ゼロにするのは難しいことだが、いくらかでも支

払うことになって上関原発反対運動に水をさしてはいけないので、万全を尽くさないといけないと思ひ弁護士団を組んだ。100%勝利と言つていい和解だ」と述べた。小沢秀造弁護士団長は、「和解では一切の表現行動を中電が尊重することになっているが、これは原発反対の一切の表現行動を元被告が埋め立てと原発を止めるまで続けられるということだ」と解説した。

こうした勝利宣言を受けて4人の元被告が発言。「祝島島民の会」の清水代表は、「当初はこういう結果になるとは思つてなかったが、毎回、毎回みなさんに傍聴に来てもらつて、いい結果が出るのではと思うようになった」と話した。祝島の漁師、橋本久男さんは、目をうるませ言葉を詰まらせながら、「みなさんの支えがなかったら、今日こういう会はひらかれていないと思う。県知事が中電の埋め立て免許の延長を許可したが、これからもつと気をひきしめて、みなさんとともに闘っていきたい」と述べた。シーカヤックガイドでダイドック冒險学校を主宰する、山口県平生町在住の原康司さんは、「山口県が埋め立て免許の延長を許可したが、

埋め立ては絶対に止めないといけない。これからは攻めないとだめだ。祝島がんばれではなく、おれががんばり、立ち上がつて何ができるかを考えてやらないといけない」と訴えた。最後に、広島県三原市で農業を営む岡田和樹さんは、「自分たちで萎縮したり、スラップ訴訟を起こされて弱気になったら、権利は絶対に勝ち取れない。先輩たちが血と汗と涙を流しながら闘つて日本で僕たちは自由をつかんでいる。この自由を手放してはいけない。この訴訟の勝利的和解はその大きな一歩だ」と語った。

次は、元被告4人に寄り添つて一番近くで支えた家族が紹介され、一言ずつ発言。そのなかで、清水康博さんは「成人になって4月から祝島に帰つて、島のみなさんといっしょに原発問題に立ち向かつていけるようになった。中電の動きがあつて父に何かあれば、自分の意志で自分がやつてやろうと思つている」と力強く述べた。

支援者からの発言では、4人の被告の応援団長を務めたアメリカ人詩人アーサー・ヒナードさんが、「詩人は言論の自由を大事にフルに活か

て、とんでもない暴挙と闘つた。和解内容で中電は4人の一切の表現の自由を認めるといふ。これは日本国憲法21条で保障されている。この闘いは、詩人にとつても直接関係する。僕が詩を書くことができるかどうかで、それが問われている。本当の闘いの現場は法廷ではなく、海だ。私たちが愛する瀬戸内海を守るには、上関原発建設を白紙撤回させるまでの運動が問われている」と訴えた。

集会の最後に、被告団・弁護士は、中電の上関原発建設予定地の海面埋め立て免許延長を8月3日に許可した村岡嗣政山口県知事にたいして、許可の即時取り消しを求める申し入れ文を報告集会参加者の賛同を得て提出することを提案し、全員一致で承認された。

山口地裁での和解成立に先立って、被告団と支援者は村岡知事が埋め立て免許の延長を許可したことに抗議する集会を山口県庁正面玄関前広場でひらき、「上関原発止めよう！広島ネットワーク」など広島県内の6市民団体は許可の撤回を求める要請書や抗議文を同県に提出した。

は言論の自由を大事にフルに活か

て、とんでもない暴挙と闘つた。和解内容で中電は4人の一切の表現の自由を認めるといふ。これは日本国憲法21条で保障されている。この闘いは、詩人にとつても直接関係する。僕が詩を書くことができるかどうかで、それが問われている。本当の闘いの現場は法廷ではなく、海だ。私たちが愛する瀬戸内海を守るには、上関原発建設を白紙撤回させるまでの運動が問われている」と訴えた。

集会の最後に、被告団・弁護士は、中電の上関原発建設予定地の海面埋め立て免許延長を8月3日に許可した村岡嗣政山口県知事にたいして、許可の即時取り消しを求める申し入れ文を報告集会参加者の賛同を得て提出することを提案し、全員一致で承認された。

山口地裁での和解成立に先立って、被告団と支援者は村岡知事が埋め立て免許の延長を許可したことに抗議する集会を山口県庁正面玄関前広場でひらき、「上関原発止めよう！広島ネットワーク」など広島県内の6市民団体は許可の撤回を求める要請書や抗議文を同県に提出した。

【声明】
中国電力によるスラップ訴訟の勝利的和解について
2016年8月30日
上関原発阻止被告団・弁護団

本日、山口地裁において、中国電力によるスラップ訴訟（恫喝訴訟）の和解が成立し、2009年12月に提訴されて以来6年8か月に及ぶ訴訟が終了しました。成立した和解は中国電力が被告ら4人に対する損害賠償請求権を全額放棄し、将来、埋立が再開された場合にも、被告らの表現行為を尊重するというもので、勝訴判決に匹敵する勝利的和解でした。

押し殺すことが目的のスラップ訴訟であると訴えて裁判を闘いました。裁判を通じて、中国電力は、4人の具体的な行動がどのように仕事を妨害したのか立証できませんでした。また被告らに請求した約4800万円もの「損害」が実際に発生していたのかどうかの根拠を示すこともできませんでした。この訴訟が、まさに反対運動を押しさえるために提訴されたものに過ぎないことが明らかにになり、さらに、裁判を重ねるごとに傍聴希望者や支援者が増える状況の中で、中国電力が賠償金の請求を放棄するという前提で和解条件が検討されてきました。

こうしたスラップ訴訟の特質とこれまでの裁判の経過を踏まえ、わたしたちは次の3つの目標を掲げて和解協議を闘いました。

1. 賠償金の支払い請求を全額放棄させる。

2. 裁判対応の負担を早期に終わら

せる。

3. 上関原発反対運動における正当な表現行為を守る。

この3つの目標に照らして、本日の和解は次のような内容になっています。

第1の賠償金については、中国電力に損害賠償請求権を全額放棄させました。

第2の裁判対応の負担については、判決だという結論になろうと高裁、最高裁と裁判が続きます。しかし、和解の場合、裁判は終了します。これ以上の裁判対応は不要です。

第3の今後の上関原発反対運動については、中国電力はわたしたちが「一切の表現行動について…何らの制約を受けないことを相互に確認する。」と認めざるをえませんでした。逆に、わたしたち反対運動の側は、法律を守って行動するという法治国家における当然のことを確認しただけで、反対運動は何らの制約を受けませんでした。

わたしたちがこの和解を勝訴判決に匹敵する勝利的和解だと評価するのは、こうした理由からです。

一方、上関原発建設に向け、中国電力は山口県知事に対し、埋立期限の延長を申請していましたが、先日、山口県知事は、上関原発が建設可能になるかどうか不透明であるにもかかわらず、不当にも中国電力の申請を認め、埋立期限を延長しました。

福島原発事故の悲惨な歴史的経験にもかかわらず、国は相変わらず原発政策を推進しようとしています。停止中の原発再稼働ばかりか、上関原発の新設についても国は計画の中止を明言していません。そうした中で、山口県知事が、今回、埋立期限延長を認めたことに対して、わたしたちは最大限の抗議をします。原発の危険性は3・11の原発事故で現実のものとなったのであり、原発の新設を前提とした埋立を許す余地はありません。

わたしたちは本日の勝利的和解の成果を踏まえ、上関原発計画を正式に中止させ、国の原発推進政策を転換させるまで闘い続けます。また、同じようなスラップ訴訟が起こされないように尽力します。

みなさま方の、これまでと変わらぬご支援、ご協力を心からお願いいたします。

以上

以上

以上

以上

以上

山口県による上関原発埋立免許延長許可を弾劾する

足立修一

1. はじめに

本年8月3日、村岡副政山口県知事は、中国電力上関原発（同県上関町）予定地の埋立工事竣工期限延長を許可した。

それに先立つ6日前の7月28日、山口地裁（桑原直子裁判長）は、原告らが求めた検証に代替するものとして、上関町祝島及び上関原発予定地、その付近の海域での現地進行協議を埋立免許の取消を求める2つの裁判（漁業者原告の訴訟と自然の権利訴訟）の共通の手続として行った。裁判所は、原告適格（原告となる資格があるか）法律上の利益があるか）が争点であると認識し、そのため原告らが裁判で埋立免許処分の当否を争いうるかについての審理を進めるといふことで、現地での進行協議が実施された。

山口県は、慌ててとしか思えないタイミングで、期限延長は認めるが、「発電所本体の着工時期の見通しがつかずまでは、埋立工事を施行しないこと」を中電に要請するという意味不明の内容での処分を行った。以下では、この延長許可処分をどう見るかについて、これまでの流れを踏まえて述べていきたい。

2. 山口県知事は安倍政権下でずるずると審査を続けた

2012年10月5日、中国電力は、当初の埋立免許の期限ぎりぎりに、工事竣工期間伸長、設計概要変更（地盤の5mかさ上げ）を申請し、その後も、2回にわたり、竣工期間伸長を申請してきた。

この点、11年3月11日の福島第一原発事故を受けて、当時の二井関成知事は、中電に対し埋立工事の中断

を求め、その後、工事竣工期間伸長を許可しない方向性を示し、12年7月、後継となった山本繁太郎知事も工事竣工期間伸長を許可しないことを公約して当選した。

しかし、12年末に発足した安倍政権は、民主党政権の「2030年代に原発稼働ゼロ」「上関原発を含む原発の新増設を認めない」方針の見直しを行った。13年3月4日、山本知事は、公約に違反し、埋立免許の延長申請への判断を先送りし、今後とも審査を継続し、中電にさらに補足説明を求めるとして、安倍政権の原発エネルギー政策をみて判断する方針に転換した。その後、14年1月、山本知事は病気のため辞職し、同年2月に実施された選挙で村岡知事が当選したが、その後も、中電に対して、補足説明を求めるとして、ずるずると審査を継続した。

3. 今回の許可処分の内容

今回の処分は、12年10月の工事竣工期間伸長、設計概要変更を求める申請などの3件に対するものである。その概要は、中電の申請及び回答により、引き続き土地需要があるとして、出願事項の変更には正当な事由があるとし、19年7月6日を竣工期限と指定して、許可したものである。

今回の許可処分の根拠規定は、公有水面埋立法13条の2、1項である。ここには、「都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ……埋立地ノ……設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得」とある。そこで、「正当ノ事由」があるかが期間伸長を認めるか否かの分かれ目となる。山口県の許可処分の理由の説明では、以下のように説明されている。

「指定期間内に工事が竣功しなかったことについては、工事区域内への第三者の立入や、福島第一原発事故を受け、事業者が地元への理解活動や安全対策の検討などを優先したというものであり、合理的な理由があると認められる」。

次に、埋立を続行する理由、すなわち、引き続き土地需要があるかどうかに関し、今回の中電の回答では、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との国の見解を得たことが示されている、「したがって、

この国の見解は、重要電源開発地点に指定された上関原発の国のエネルギー政策上の位置づけが当初免許時と変わることなく存続し、今後も存続する見通しであることを示す具体的な根拠となるものである」と。

しかし、山口県は、前記の延長許可と同時に、「福島第一原子力発電所の事故以降、……上関原子力発電所の原子炉設置許可申請については、原子力規制委員会において……国の審査会合は現在まで開催されていない状況にある」とし、中電の「電力供給計画において、……上関原子力

発電所について、着工時期が未定とされている」との認識の下に、「発電所本体の着工時期の見通しがつかずまでは、埋立工事を施行しないこと」を中電に求める、延長許可処分とは全く矛盾するような要請を行った。

4. 今回の許可処分の狙いは何か

結局、今回の許可処分+要請では、埋立をしてよいか、悪いのか、一体どっちなのか、不明というべきである。現状で、国の「重要電源開発地点」に指定されていると言っても、11年3月当時稼働していた原発の再稼働すら非常に停滞している状況にあり、さらに、新規の原発についての設置基準は全く議論もされていない。この状況を踏まえると、山口県は、埋立工事が新たな期限内に竣功できるとは考えていないように見える。実際に、原発の再稼働についても、13年7月、原発を再稼働するための新規制基準ができてから、3年かかってようやく川内原発、高浜原発、伊方原発の3カ所まで再稼働したものの、高浜原発は本年3月9日の大津地裁（山本善彦裁判長は異動前

には、山口地裁での前記2つの裁判を審理していた）の仮処分決定により再び停止している。このように、再稼働すらままならないのに、新規原発が、埋立竣功期限の19年7月までに、着工できる見通しはない。この点から見て、今回の埋立工事に着工しないことを要請しつつ行った延長許可処分は、全くもって意味不明の処分というべきである。

この許可処分は、重要電源開発地点指定という首の皮一枚に寄りかかって、原発をベースロード電源と位置づけ、原発を電源として諦めない政策を取っている安倍政権に迎合する判断をするものである。

結局、今回の延長許可処分により、実現しようとしているのは、大規模でゼロからの環境アセスを再び実施しなくてもよいとすることではないかと、環境影響評価法の脱法行為ともいえる事態を招くものであり、山口県が、内容として矛盾をはらむ延長許可処分をしたことは許されない。

5. 埋立免許取消訴訟の行方はどうなるか

2つの訴訟の原告らは、先日行わ

れた現地進行協議で、裁判所に対し、福島での避難の困難さや上関原発予定地との近さや予定地付近が漁場としても有数の場所であり、また、予定地の田ノ浦海岸が、希少生物の宝庫であることを多くの原告や支援者の皆さんのみならず、研究者の方からも説明してもらい、主張の正当性を実感してもらったとの手応えを持った。

原告らは、それを受けて、判決に向おうと考えて準備を進めてきたが、今回の山口県の延長許可により、その流れは大幅に修正を余儀なくされることとなった。これからの審理では、山口県が中電に対して補足説明を求めて来た内容の当否が厳しく検証されなければならない。

2つの裁判の原告らは、本年9月1日に行われた弁論期日までに、今回の延長許可処分に対する取消を求める訴えを追加しない変更して行った。判決の時期が先に延びたと感じている。

これまで以上に、多くのみなさまのご支援・ご注目をお願いしたい。（あだち しゅういち／上関原発埋立免許取消訴訟の原告代理人弁護士）

教育における政治的中立と政治的教養

河東真也

どの程度広まったのかはわからないが、自由民主党はそのホームページに於いて「学校教育における政治的中立性についての実態調査」なるものをおこなった。七月のことである。そのリード文には「党文部科学部会では学校教育における政治的中立性の徹底的な確保等を求める提言を取りまとめ、不偏不党の教育を求めているところですが、教育現場の中には『教育の政治的中立はありえない』、あるいは『子供たちを戦場に送るな』と主張し中立性を逸脱した教育を行う先生方がいることも事実です」とあり、「偏向した教育」を申告させる実態調査である。実態調査というより「こんな教師がいますよ」という報告をさせるのであるから、密告といわれても仕方あるまい。

「子供たちを戦場に送るな」というのは日教組のいう「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンによく似ているので、おそらく日教組を意識したものだろう。しかし、この日教組のスローガンに

よく似た「子供たちを戦場に送るな」というフレーズの何処が政治的なのだろうか。少なくとも日本国憲法下ではこの国は戦争をしないことになっている。だから「子供を戦場に送るな」というのは政治的でも何でもなくもつとも憲法に準拠した中立的見解なのだ。むしろ、憲法を変えようということが、「政治的」なのだ。がそのことをこの国の与党には理解できないらしい。

当然、ネットを中心にあちこちで批判が出たようで、「子供たちを戦場に送るな」を削除し、「安保法制は廃止にすべき」に書き換えたのだそうだ^①。そしてこれもすぐに削除した。削除したということは「まずかった」という感触を得たからであらうと思われるが、それだけ彼らの政治的教養は薄つべらなものであった。

この政治的中立という微妙な表現だが、もとい、一九五四年の教育二法、つまり「教育公務員特例法の一部を改正する法律」と「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の制定が始まる。周知のようにこの悪法は当時の吉田内閣による日教組潰しの法律だった。

やっかいなことにこの国には教育基本法というものがあ、そこでは政治的教養を重んずるということが明記されている。第一次安倍政権でこの教育基本法を改定したが政治的教養を軽視するとは書き換えることが出来なかった。教育二法のときもそうである。教育基本法が謳う政治的教養の重視は戦後の若者たちに民主主義を育てていく時の正に重要な柱であった。

この時もそうであったが政治的中立というのは政治権力に対して意見を言わな、ということにしなければならなかった。教育二法案の示される直前に交わされた池田・ロバートソン会談の密約文書

にあった屈折した戦後レジーム（安倍首相が言うものとはちがうものだ。そしてこちらが正しい）が生み出したものであったからだ。この密約では「占領当局が憲法起草に当って考慮した政策」によつて「日本人は占領八年間において何事が起るうと銃をとるなど教えられた。かかる教育によつて最も影響をうけたのは、最初に徴募をうけるべき若者達である」という認識である。アメリカは日本を独立させるに当たつて、日本国憲法のあまりの効果にたじろいでしまったというわけだ。そしてこの教育を受けた若者たちに銃を持たせたら逆に国家に銃を向けられるかもしれないとまでその効能にびびつてしまっていた。そこで池田・ロバートソン会談の結論は「本会議参加者は、日本国民が自己の防衛に関しより多くの責任を感じるような気分を国内につくることが最も重要であると意見一致した。愛国心と自己防衛の自発的精神が日本において成長する如き気分を啓蒙と啓発によつて発展することが日本政府の責任である。」^②

ということであった。日本国民が愛国心を持つて持つまいが、それは日本の問題である。しかし、この会談は日米会談である。アメリカの指図によって日本国民の愛国心の涵養が取り決められるというねじ曲がった愛国心のあり方が申し合わされたのだ。

そして若者が共産主義者になり銃を与えた時（徴兵？）に国家に銃を向けないように、政治的な判断の出来ないようにしたいというのが、教育現場に対する期待であった。

その帰結するところは子どもたちを政治的無関心状態に置き、政治的無関心に持ち込むことであった。一方でオリンピックでも持つてきてたわいのないナシヨナリズムの高揚を煽ればいいのであった。

しかし、若者は権力に対して武装闘争をおこなった。一九六〇年代後半の所謂学園闘争がそれである。学生運動そのものは戦後常に日本の政治のある部分をリードしていたのである。六〇年安保闘争も学生は大きな役割を担った。しかし、学園闘争は全国の大学に燎原の火の如く広がったばかりか、一部の高等学校にも波及した。それで一九六九年一月三日日本文部省初等中等教育局長通知として「高等学校における政治的教養と政治的活動について」なるものを出したのだ。そこでは「高等学校教育における政治的

教養を豊かにするための教育の改善充実を図るとともに他方当面する生徒の政治的活動について適切な指導や措置を行なう必要がある。」^③と書かれている。このことよって学校教育における政治教育は完全に骨抜きにされた。

それだけではない。特別活動というのがある。戦後新たに置かれた活動であった。生徒会活動などが位置づけられる。これは「なすことよって学ぶ」という経験主義の考えに基づき、子どもたちが児童会や生徒会の活動を通じて民主主義という社会のルールを学んでいくものであった。その活動自体が民主主義の実践であるということに意味があった。だから当初は生徒自治会という呼ばれ方もしていたのだ。ところがいつのまにか生徒会活動は形骸化し、職員会議の御用機関となり（尤も、職員会議も校長の御用機関であり、校長も教育委員会の傀儡になっていくところが多いのだが）、意味が喪失してしまつたところが多いようである。それでもなすことよって学ぶというのは残っていた。平成一〇年改訂の『学習指導要領』では、

「生徒会活動においては、学校の全生徒をもつて組織する生徒会において、学校生活の充実や改善向上を図る活動、生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動、学校行事への協力に関する活動、ボランティア活動などを行うこと。」

と、まだ自治活動の要素が残っているのだが、平成二〇年改訂のものは、「生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。」

と、活動はすべて人間関係の解決に還元してしまふものになっている。昨今のいじめ問題やらカウンセリングやらの影響が大きいのだろうが、非常に現場が心理主義に傾斜している証でもある。さらに問題はそのようにして育つた子どもたちは程なくおとなになり教員となつて子どもたちを再生産するようになっていくことである。労働組合に入っていない教員が労働問題について実感のない授業をし、戦争を知ろうともしなかつた教員が戦争の痛みのない国際政治を板書し、投票に行つたこともない教員が日本の政治のしくみについて試験をしてきたのだ。

ところが困つたことに選挙権が一八歳に引き下げられることになった。取つて付けたように高校生に政治的教養をつけさせなければならなくなつたのである。そこで文部科学省と総務省は高校生用の副教材として「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」なる冊子をつくることになった。

内容は社会科で学ぶべき事柄と憲法改

正の手続き、それと実践と称して、模擬選挙のやり方なども書いてある。明らかに現在の学校では政治について社会科をはじめとする教科教育では何も教えていない。生徒会の役員選挙も行われていない。そういうこれまでの教育施策が大成功を取っていたことを意味している。

果たして今回の参院選では一八歳の投票率は一九歳の投票率を上回つたという。それはこの取つて付けた政治的教養の指導のたまものだろう。もちろん、自身が自分たちの生活と無縁の実感のないスカスカの教養であることは言うまでもない。そして、このたびの参院選での一八歳、一九歳の投票率は自民党四〇%、公明党一〇%だつたそう。めでたし、めでたし。

（かとう しんや／福岡県在住、
教育学者）

- ①「本と雑誌の知を再発見 LITERA」 2016年8月2日
- ②池田特使・ロバートソン國務次官補会談（1953年10月5日―30日）10月19日付池田特使覚書
- ③文初高第四八三号 昭和四四年一月三十一日 高等学校における政治的教養と政治的活動について（昭和44年10月31日 文部省初等中等教育局長通知）

全国学力テスト体制下の大阪市で進む教育破壊

伊賀 正浩

大阪での橋下・維新の会の教育政策は、首長が教育政策全体に絶大な権限を行使し、教育委員を次々と入れ替えることによって遂行されてきました。橋下大阪市長（当時）が学校支配の最大の道具としたのが、文部科学省「全国学力調査」（全国学力

標の根幹に置き、各学校には説明責任（アカウンタビリティ）を強制すること、「成果」を競わせています。

■全国学テの学校別結果と進学実績が学校選択の指標

テスト、小学6年生と中学3年生の全員が対象）とその結果の公表でした。「全国学テの結果向上」を教育目

橋下大阪市長は、2014年度から全国に先がけて全国学テの学校別正答率をHPで公表させました。同



橋下・前大阪市長

年度、橋下市長は小中学校の学校選択制を導入し、「保護者に（学校を選ぶために）学校ごとの必要な情報を提供するの

学校選択の参考資料として保護者に配付されている「学校案内」にも、全国学テの結果が記載されています。さらに、今年度の多くの中学校の「学校案内」には、卒業生の進学実績（高校・専門学校等名と人数）を掲載することにしました。今年の6月時点では、住吉区以外は非公表の方針でしたが、吉村市長（大阪維新の会）が「学校間で切磋琢磨して学力向上を目指すべきだ」と一喝したことで、一気に21区で公表することになりました。学校の評価が全国学テの結果と進学実績で測られ、学校選択の重要な指標となってきたのです。

その結果、「選ばれる学校」と「選ばれない学校」への二極化が年々進み、学級減から統廃合の対象になっている学校も増えてきました。大阪市では各学校に全国学テの結果をベースにした市場原理が露骨に導入された結果、教育活動全体が大きく変質してきています。校長は、入学希望者数の増減に神経をとがらせるようになり、教員に対して「全国学テの結果向上」を要求するようになりました。教員は、毎年、4月初めには普段の授業はそこのけで、全国学テ対策授業を行うようになってきました。最近では、前年度の3学期から通常の授業が全国学テ対策になつていくところもでてきました。今年の4月文科省は、全国学テ前に過去の出題を集中的に解かせることを慎むように通知を出しましたが何の役にも立っていません。大阪市教委は、堂々と過去問題を配付し、授業で活用することを奨励しています。中学校では、体育大会や文化祭などの学校行事の縮小が進んでいます。もはや日常的な授業などどうでもよく、全国学テの結果を向上させるこ

とだけが学校教育の唯一の目的となつていくかのようです。

■「大阪市統一テスト」を内申書へ反映

大阪府・大阪市両教委は、2015年度高校入試の内申書に全国学テの結果を反映させることを決定しました。具体的には、全国学テの結果から学校ごとの平均正答率を大阪府全体の平均正答率と比較し、府教委が学校間の成績の差に応じて内申点の平均値の範囲を決めるといふものです。つまり、平均正答率の高い学校は内申点の高い生徒が多くなり、平均正答率の低い学校は、全体の内申点が低くなることとなります。これでは、各学校は、高校入試も見こして、全国学テ対策に必死にならざるを得ません。さらには、平均点を下げる可能性がある生徒の居場所がなくなり、排除されていく危険性があります。学校の中で子どもたち

の間関係が破壊されていき、違いを認め合い共に学ぶ公立学校の良さが完全に破壊されていきます。さすがに文科省もこれを2015年度限りでしか認めませんでした。

大阪府教委は、文科省に否定されるやいなや、今度は大阪府「中学生チャレンジテスト」を全学年に導入し、その結果を内申書に反映させることにしました。2016年度から3年生の結果を、2018年度からは1・2年生の結果も内申書に反映させるとしました。

大阪府教委は、大阪府教委の「チャレンジテスト」を評価し参加するだけでは満足しませんでした。「大阪市中学校3年生統一テスト」(以下、「大阪市統一テスト」)を新たに導入し、個々の生徒の内申点に反映させることにしました。具体的には「大阪市統一テスト」の結果、全市の得点分布において上位7%に入る生徒には、必ず評点「5」を与えるものとする。同様に、全市の得点分布において上位31%に入る生徒には、必ず評点「4」以上を与えるものとする。さらに、全市の得点分布において上位69%に入る生徒には、必ず評点「3」以上を与えるものとする(2015年度)とあり、「大阪市統一テスト」一発で、生徒の一定数の内申点を決定するというものです。学校には、普段の授業をまじめに取り組み、提出物もきっちり出しているにもかかわらず「大

阪市統一テスト」の結果によつて内申点を下げられた生徒や、逆に普段の授業をまじめに受けていなくても「大阪市統一テスト」で高得点を取つたことにより自動的に「5」がついた生徒も現れています。教育とは言い難い異常な状況が出現しつつあります。

大阪市の中学生は、1年生から毎年大阪府「チャレンジテスト」を受け、3年生ではそれに加えて「大阪市統一テスト」を受けることとなります。さらには全国学テもあります。中学1年生から高校入試に向けたテスト漬けの学校生活となっています。

■「教育への権利」を奪われる子どもたち

学校教育の目標が「学力向上」＝全国学テの結果向上に変えられ、絶えず高校受験のプレッシャーにさらされるのが、子どもたちに深刻な影響を与え始めています。以前の学校が持つていた、多様な子どもたち・保護者を受け入れる「包容力」は失われ、維新の会の教育政策にあわないう子が、学校からこぼれ落ちる事態が進行しています。大阪の不登校者

数は、小中高校とも全国平均を上回っていますが、とりわけ中学では全国平均の1・2倍、高校では1・9倍にのぼっています。高校の中退率も全国一高い。小中高校生の暴力行為は全国平均の約2・5倍。大阪での貧困の深刻化が背景にあることは確かですが、維新の会の全国学テ優先教育によつて事態は一層深刻化しているのです。

全国学テ実施と学校別正答率の公表以降、障がいのある子ども、発達障がいの子どもたちが次々と特別支援学級や特別支援学校に移るケースが増えてきました。全国学テ前には、障がいのある子どもは保護者が「学校の平均点を下げるからテストを受けさせないでください」と自ら申し出るケースも見られるようになってきました。

維新の会の進める競争と成果主義の教育が、自己責任の論理で学テ体制が蔓延する現在の学校教育に適応できない子どもたちの「教育への権利」を急速に奪つていっています。

(いが まさひろ／子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会事務局)

「主権者教育」テーマの山口県高校教研の報告

今 宮 憲 一

山口県高等学校教育研究会は各教科と諸々のジャンル（特別活動、視聴覚等）ごとの部会に分かれており、毎年一度の総会、研究大会を地区の持ち回りで開催しています。特に県教委の肝いりというわけでもなく、かと言って歴史教育者協議会や新英語教育研究会のように純粋に自主的な組織というわけでもなく、言うなれば半官半民の研究・交流のための団体というところでしょうか。その運営や中身についても取り立てて制約があるわけではなく、権力的な介入でかき乱されるということもありません。

さて今年の社会科部会の研究大会は8月5日、「主権者教育」がテーマで記念講演に立命館宇治高校の杉浦真理さんを招いて柳井市で行われました。杉浦さんは昨年1年かけて総

務・文部科学両省が行った、主権者教育推進のための全国出前講義の講師の一人でした。私自身は杉浦さんとは昨年度、全教主権の『教育の集い（旧全国教研）』で初めてお会いしましたが、そういう人も国主権の講師に選ばれてはいるのだということです。

杉浦さんの講演で用いられた映像の大半は、過去にテレビで放映された番組の一部を録画したものです。それらの内容はというと、特に強い政治的メッセージを発していたりとかというものはありません。そこではあくまで生徒の活動が中心であり、アクティブラーニングの方法を用いて、生徒の考える力、判断する力を育てようとしているということでした。杉浦さんによれば、18歳選挙権の導入によって、学校は「高3の時点で意見を持てる人間を育てな

ければならない」という課題を突きつけられたということになるわけで、それは決して避ける通ることのできないものだということも強調していました。

では実際に立命館宇治高校での、参院選に向けた取り組みを見ていくことにしましょう。まず、政策学習が行われます。自分で調べる力をつけさせることは大きな目的の一つですから、新聞を配付し、今回の選挙で何が問われているのかを読み取らせませす。次に争点設定をしますので、その際、教師から2〜3点、生徒からは5点をピックアップします。今回は杉浦さんから、アベノミクス、憲法9条改正、若者雇用、安保法制、他方、生徒からは奨学金、私学助成、待機児童問題、介護問題、T P Pが提起されたということです。確かにこうすることで大人の視点と生徒の

視点が対比的に浮き上がってきています。それからグループで調べ学習をし、その成果を発表した後、模擬投票を行いました。ここでは投票理由もあえて記入させています。開票の後で振り返りの授業をする際に、どういう理由で政党を選んだのか共有するためです。調べ学習では保育園にインタビューに行く生徒や、政党のフェイスブックに質問する生徒が生まれてきたということです。また生徒たちは奨学金問題に相当の関心を持っていることも明らかになってきたそうです。

続いて杉浦さんに会場から幾つかの質問が寄せられましたので、そのやりとりを紹介しておきましょう。最初に「18歳選挙権の狙いは何と考えるか」という質問に対してですが、「政府、政治家の狙いは2007年の

国民投票法成立とともに、憲法改正をにらんで俎上に乗せられた議論でした。一方、私(杉浦)としては、18歳選挙権とともに18歳成人制を求めています。権利と責任を付与し、育てるために必要と考えたからです。

日本の特殊性として、18歳選挙権が若者が求めて与えられたものではないということがあります。いわばブレゼントされたような形で、それだけに『投票、ムリ』『自分ひとりでは何も変えられない』等の声とともに、『授業で政治についてもっと学習したい』『社会の動きを知り、自分の意見をもちたい』等の声が混在する、複雑な状況が生じているのです」と答えていました。

「政治的中立性」に関する質問については、「公平、公正さが大事」と述べた上で、主眼は生徒が自分の頭で考え、判断し行動できるようにすることなので、「教師の意見が生徒の判断を圧倒してはならない」「政治的に論争があるものは論争があるものとして扱う」「生徒が関心・利害にもとづいて効果的に行動できるように測らなくてはならない」というボイステルパツハ原則に沿うことが大切ということを強調していました。

教師が意見を言ったならそれは政治的中立ではないというようなことではなく、イギリスのクリックレポーターにも示されている通り、教育なのでから教育的に考えてやりましょう、という話でした。

実際、杉浦さんは主権者教育という言葉をあまり使いたがってはいないということ、日常的に「シティズンシップの教育」と言っているそのうなのですが、そのシティズンシップについて問われた質問に対しては、「そういったものを育てる教育は、すべての教科で取り組まなくてはならない」と言い切りました。社会科学だけに求められた課題ではないということ、また学校では、授業以外にも生徒の自主活動を保障する活動を進めなくてはならないとし、そのために総合学習の時間をどう活用するか、「探求」をテーマとする等の工夫が必要だろうということ、ここでは地域の専門家を活用すること等、地域と共に歩む学校という共同関係の中で、地域に生きているという具体的な体験をどれだけ作れるかがカギになると言っていました。今までも自分はやってきた、というのは社会科の内輪でよく聞く言葉

ですが、いま主権者教育としてやるうとしているのは、学校として進めていくことです。社会科が中心、主導的な位置に立つというそのこと自体は自然な流れですが、取り組みが社会の授業に限定されてしまえば、高校では授業数の都合上、普通科文系の生徒にしか、その機会は与えられないということにもなりかねません。しかも文系ですら常に受験圧力にさらされています。この点で杉浦さんは、あらゆる機会を位置づけ計画的に(というのは学校の教育計画に明記してという意味)という点を述べました。加えて杉浦さん「グローバル化の中の主権者教育をどう捉えるか」という質問に対して、社会科と他教科とのコラボということを強調していました。

例えば、原発問題であれば理科との協働は有効でしょう。安全保障の問題、国際的な分野であれば英語、また数値解析や統計を用いる際には数学といったところでしょうか。核兵器はどうすれば無くせるか」というような質問を英語で各国大使館に送るといような実践は、なかなかやりがいがありそうです。また家庭科や保健などとは共通した課題がい

くらでもあります。いま、現場ではアクティブラーニングとかカリキュラムマネジメントあるいはキャリア教育といえ、たいいていのことは通りますから、大いに検討の価値はあるでしょう。

最後に「政治的中立性」の問題についてあと1点、私の視点から述べておきたいと思います。完全な中立性とは、というような不毛な議論はもうおいて、別の角度からとらえてみたいと思います。昨今の情勢を見ると、これから巷の右翼的風潮やネット環境に影響された教師が現れてくる事態は十分考えられます。個人の主張を持つのは自由ですが、そのようなものを生徒に吹き散らかせてはいけませんし、それは押さえ込まなくてはなりません。その時に「政治的中立性」ということが、いわばキーワードになってくるでしょう。そうした視点からも、主権者教育の原則的な立ち位置というものを改めて考えた1日となりました。

(いまみや けんいち/山口県 高校教員)

「イスラム国」の内部へー悪夢の10日間

ユルゲン・トーデンヘーファー著

津村正樹／カスヤン、アンドレアス訳 白水社

津村正樹

2014年に何万人というイラク軍をわずか数百人の兵力でモースルから潰走させ、「イスラム国」の樹立を宣言し、その2年後の現在、さまざまな勢力の反攻を受けて勢力圏を縮めたとも報道されている。Sは、

これまで以上に凄惨な、ソフトウェアゲットを狙ったテロ行為を、それも子どもまで使っている、世界から聲を買っている。

しかしどういふ理由からか、西側諸国などから若者たちがそのリク

ルトに出会って、現在も参加して

いつているとも伝えられる。我々の感覚とはずいぶんかけ離れていると思われる、その実態と彼らの活動動機とはどのようなものであるのだろうか。誰もが疑問に思うことであるが、それは内部への取材が困難なために闇に包まれていた。

2014年12月にトーデンヘーファーは、ドイツ人ジャーナリストの仲介によって、「イスラム国」の最高指導者（カリフ）からの入国許可



を手に入れ、西側のジャーナリストとして初めてIS内部への取材を敢行した。入国許可を携えているとはいえ、統制が行き渡った地域とはとても言えない取材地であったので、旅は常に死と隣り合わせの冒険的滞在であった。この経験談は

その後ドイツで出版され、瞬く間にセンセーションとなり、ベストセラー第一位の地位を占めるものとなった。1940年生まれの著者はかつて短期間であったが裁判官の職務についており、その後18年間にわたってCDU（キリスト教民主同盟）の国会議員として活躍した経歴を持つ。

その折、例えば1979年のソ連によるアフガニスタン侵攻に際しては、アメリカの支援を受けたムシャヒディンとそのゲリラ闘争を支持して、ソ連の撤退を要求し、2001年からはアメリカによるアフガニスタンやイラクへの介入や戦争に対する批判を表明している。アメリカの同時多発テロ事件の発生を機にジャーナリストとして活躍するに至り、それ以降は、中東やイスラム、そしてテロをテーマとした数々のベストセラーを世に送り出している。

今回我々が翻訳したこの本がドイツで脚光を浴びることになったのは、頑迷ともナイーブとも言える著者の独特の立ち位置ゆえであろうと思われる。それを見ておこう。

まず、この本の前半に述べられている著者の基本的な姿勢は、彼の裁判官としての体験から体得されたものであるが、ある事象や事件が生じたら必ずその双方の意見を聞いてみて、そこに批判を鋭く差し込みながら深く理解しようとするというものである。極めて妥当な姿勢であるように思えるが、現実を眺め回してみると、それが存外困難なものであるという事実が浮かび上がる。ある陣営と話をしたというだけで、すぐにその陣営と親密になったかのようなレッテルを貼りつけたがる人間が後を絶たないからである。著者はしかし、この、歯に衣を着せぬ「批判を

19 反戦情報 2016. 9. 15 No.384

鋭く差し込みながら」という姿勢を肝要なポイントとする、自分の批判的面会の手法を旺盛に貫く。

こうして、双方の陣営を強烈な批判のもとに晒す。

アメリカを中心とする西側諸国に対しては、それらがいかに正義や民主主義や善を追求しているように見せかけてはいても、実際には権力とお金と名声しか追いかけていないという事実を、これまでの歴史の観察から断言する。彼らは、イスラム教にテロリズムをなすりつけようとしてさまざまに世論を操作してはいるが、実は彼らこそが、これまで「高さ」の名の下に、幾多の「テロリズム」を行ってきた張本人なのである。例えば、ブッシュ・ジュニアがアフガニスタンやイラクの戦争で殺戮した人間の数は100万人にのぼる計算になり、それはどうついつくろっても国家的なテロリズム以外の何物でもないと言いきる。著者の厳しい視点は、「戦争は富裕者がやるテロであり、テロは貧者がやる戦争である」といつつひと言に凝縮されている。

それに加えて、世界を善と悪と二分して、「善の枢軸」は「悪の枢軸」

とは対話をしない、という見戲めいた閉鎖的姿勢をとることで、解決の道を見ずみず見逃している西側諸国を批判する。その姿勢が、双方と批判的に対話するという著者の生産的な方法と真つ向から対立する非生産的な道であることが示される。

イスに対して著者は容赦しない。イスがアメリカの、国際法に違反した2003年のイラク戦争の落とし子であるとの解説はするが、だからといって、イスのこれ見よがしの残酷な処刑やテロ行為が、一点たりとも擁護されるわけではない。これまでも幾度となく著者は感動しながらそして有意義にコーランを味読した経験を持つが、その経験をもとにして、イスの行動があまりにコーランの真の理解から乖離していることに著者は驚き、呆れ、非難する。「無辜の人間を虐殺してもいいなどとコーランのどこに書いてあるのか」、「信仰の強制をしてもいいなどとコーランのどこで認められているのか」といった質問を著者はこの著作の中でいったい何回発しているだろう。

第9章には、旅の後にカリフに宛てた公開書簡が載っているが、その中では、「イスラム国」(IS)は実

は「反イスラム国」(AIS)にすぎない」とまで酷評されている。ISの実情がコーランの説く信仰から大きくかけ離れていることへの批判であり、同時に、コーランが説くイスラム教は本来、慈愛に満ちた、寛大な宗教であるということの心からの主張である。本来テロとイスラム教はなじまないということこそが、著者が声を大にして伝えたいことである。著者は言う。もしも地獄というところがあるとしたら、西側諸国とISはどこで出くわすことだろう。双方ともに日々人間の共同生活を支える根本法則に抵触しているのだから、つまり、第五戒律「汝殺すなかれ」に、と。

中東からヨーロッパ、さらにはアジアまでを席捲している暴力のスパイラル構造はどのようにして断ち切ることができるだろうか。著者は、先の見えないようなこの状況に対する解決の道も提示している。これまでの西側諸国の反テロ政策が悉く非生産的で有効性を欠いており、それ故に新たなテロリストたちを膨大に生み出していくという逆効果を生み出すものではなかったのに対して、彼の案は生産的なものに思われる。

それは「新たなテロリズムを生み出さずにアラブのテロリストと闘うことができるのは、アラブの人々だけである」というテーマの中に凝縮して示されている。たしかにそうである。外部でしかない西側諸国が口を挟むことをしないで、シリアやイラクにいるシーア派とスンニ派が、コーランが本来的に示しているような慈愛と寛大の精神を遵守して、調停を果たして団結すれば、「イスラム国」の活動は自ずから弱体化していくかざるをえないだろう。ムスリムの内部対立が「イスラム国」を養っている大きな養分だったからである。容易ならざる道ではあるが、それが実現することを望まざるをえない。

ベルギーやパリという「近所」におけるテロを経験し、「イスラム国」を自らの安寧を脅かす直接的脅威として認識するドイツ人たちに先を争って読まれたこの本が、ダッカの事件で死者7名を出した極東の日本でどのような読まれ方をするのか、見定めたい。

(つむら まさき／福岡市在住、元・九州大学教授)

暴力の連鎖の中で考える平和憲法(3)

—イラクから見る日本 高遠菜穂子報告会(要旨)—

(前号よりつづく)

■テロ生み出す過酷な背景の理解から

「テロを生み出す過酷な背景を理解する」という項ですが、「テロだ、イラクだ、シリアだ」と言つて、空爆すれば済む問題ではないと思えます。はっきり言つて、フランスはフランス、ドイツはドイツ、ベルギーはベルギー、それぞれの国の問題です。これらの国には長く「移民問題」がありました。ここで虐げられてきた人々が、ここに出口＝ユートピアを求めているのです。アジアでもあります。アウン・サン・スー・チーさんで有名なビルマの民主化の問題ですが、これも周辺国にまたがる大問題を抱えています。ロヒンギャというイスラム教徒の問題です。これはアンタツチャブルな問題で、スーチーさんもこの問題には絶対、触れようとしません。この2〜3年前、東南アジアでの「漂流する難民」というドキュメントをTVで見たことありませんか？ どの国

にも受け入れてもらえないロヒンギャというムスリムが、マレーシアにもシンガポールにも、どの国にも入れてもらえず、海を漂流して死んでいったのです。これは、アフリカでも中東でも、世界中で、同じムスリムの問題として報じられました。その結果、どうなったでしょう。アフリカ・ナイジェリアで少女を誘拐する、IS(イスラム国)系のボコ・ハラムというとんでもないグループがいます。彼らは何を言つたか？ 「アジアのイスラム教徒よ、仏教徒に一生奴隷扱いをされているくらいなら、聖戦をせよ。仏教徒と闘え」という声明をだしました。アルカイダ・トッフのザワヒリも、仏教徒に対する聖戦を呼びかけました。なぜなら、タイの当局が人身売買をして、奴隷扱いをして殺した人々を何十人も埋めていたことが発覚したからです。

そうしたところに、皆、「リクルート」に來ます。「人身売買され奴隷扱いされ、最後は殺され埋められる、それでいいのか!」——。アルカイダは優しい言葉で

接近します。ISもやっています。なんといつているか? 「そんな扱いをされるなら、家族全員を引き連れてシリアに來なさい」 「ISは、イスラム教徒にとつて何の束縛もない、自由な樂園です」——。

だから、イラクやシリアで空爆すればなんとかなると言つた話では全然なくて、全世界で、そういつた人たちと分かり合おうとしなければいけないということだと思えます。ここからもう一度やり直さないと、テロ問題はこれから増える一方です。

かくいう私も、去年辺りまでは「もう手遅れで、打つ手はない」と言つてました。けれど、もう一度、最初からやり直すしかないと思ひ直しました。誰と対峙したらいいのか、誰と対話したらいいのか? ——まず、隣人からですよ。まず、

自分の国がイスラム教徒の人たちに偏見を持つていませんか? 「イスラム教徒はイスラム国」、「難民なんか來たら大変だろ!」、「テロ増えるだろ!」——、そう思つていませんか? この問題を解決しない

と、テロ問題、難民問題は解決しません。再度言います。ISに最も殺されているのは、イスラム教徒です。外国人ではありません。外国人が犠牲になると大ニュースになりますが、イスラム教徒はその何十倍、何百倍も殺されています。だから難民が絶えないのです。

■「戦争しない国」から「戦争止める国」へ

では、どうすれば良いのか? 武力行使を否定するのなら、どうすれば良いか? 私はこの1〜2年悩み、テーマを決めました。この間、「ナホコ、ISの暴走を、イラク政府の暴走を、なんとか止めて!」といわれ続けて來たからです。でも、止められなかつたんですよ。その経験から、テーマを決めたのです。

個人的なテーマですが、「戦争しない国」から一歩前へ進みたいな——、戦争を止める国に日本がなつてほしい、そのためにはどうすればいいか、それを目下、勉強中です。どうすればいいのか? 先日

仕事でドイツに行きましたが、ドイツには、軍とは違う、「国際緊急援助隊」という組織があり、それは公務員なのです。武力行使以外で「対テロ」にどうすれば貢献できるのか？ それをとにかく見つけないといけないと思つて、今、勉強中です。

逆に言うと、ISのようなモンスターに対して、「もう武力行使しかないよ」というのなら、それはそれで、覚悟がいります。それに、今、どこのテロ組織も、10歳以上の子どもを使っています。ISだけじゃありません。イラク政府と一緒に動いているシーア派民兵組織も使っています。アフリカに行くともっと多い。アフリカで散々闘ってきた少年兵が19、20歳になって、今、イラクで戦っています。この少年兵と対峙することも考えなければいけません。

また、こういうことも言われます。「ナホちゃん、危ないところに行くなら自衛隊さんを守ってもらわないとね。」。演習場と戦場は違いました。私も最初、勘違いしていました。でも、全然違いました。米兵なども皆、「演習場の延長としての戦場」に行つて、おかしくなつていました。PTSDなど、アメリカの帰還兵病院に行つて取材もしました。戦場に行つて、自分の良心と折り合いがつかなくなつておかしくなる兵士がいっぱいいるのです。2014年など、1日22人のペースで自殺しています。イラクで戦死したのは4

500人ちよつとですが、その過酷なイラクという戦場を生き抜いた米兵たちが、家族のもとに帰つてから死を選ぶのです。それは、圧倒的に戦死者よりも多いのです。その病院のカウンセラーは言つてました。「イラクだけじゃないよ。第二次大戦の兵士もいれば、ベトナム戦争、朝鮮戦争、イラク、アフガン、いっぱいいるよ。実際、おじいさんも若者もいましたね。アメリカがかかわつた全ての戦争、それで苦しんでいます。」

私の友人で「モラルインジャリー」に苦しんだ兵士は、軍では総診断してもらえないのです。なぜなら、軍のカウンセリングと言うのは、「もう一度イラクに行つてもらおう」ためのものなので、「大丈夫だよ、君は間違つちやいないよ」「英雄だよ」「名譽の戦士だよ」と励まされるので、「良心で人を殺したくない」、「子どもを殺してしまった」、「妊婦を殺してしまった」、「撃つてしまったけど武装勢力は偽装していた」——そういうことで病んでいる兵士は、軍のカウンセリングを受けるのもつと苦しむのです。

改めて「演習と戦場は違う」——、あの米兵が言うのです。私は演習場のヨコで生まれ育つて、砲撃や銃撃の音も普通に聞いて育ち、キャタピラー戦車がコンビニへの道を通るような街でした。だから、バグダッドで「ドーン」という爆発音を聞いた時、一瞬「あ

ら、懐かしい」と思いましたね。けれど、その直後、「アッ、これ、人、死んでるんだ」と思いました。それに気づいた時、すごく苦しかったです。私は殺されそうになつたけれども人は殺してないし、だけど米兵は殺しちやつてるし、仲間殺されちやつてるし、かなり過酷です。

「情報鎖国」の問題ですが、外国の、とりわけ英語のメディアを是非、見ていた方がいい。2013年にアルジャジーラで日本の自衛隊特集が流されたことがあるのです。日本で報道されないことがいっぱいあるんですよ。翻訳がなければ困ると言われますが、殆ど、されていません。翻訳を待っていると、タイムラグがへたすると3ヶ月、6ヶ月になります。いい例があります。去年、ISが日本の在外公館を標的にするというのがヤフーでトップニュースになりましたね。ISの国際向け放送なので英語で書かれているのですが、原文は、1行前に、こう書かれています。「十字軍（アメリカ軍のこと）に加担する日本人は地球上、どこでも標的だ」と書いたうえで「在外公館……」と続かわけです。だけでも、日本のメディアは最初の1行を翻訳してないのです。印象、違いませんか？ だから、情報を得ようとする方は、日本語だけに頼つているのは、まずいかなと思います。

「9・11でテレビ止めた」「3・11でマ

スコミ信じられないからテレビつけた」というヒトがいますね。それも良いんですが、「では、何で情報とつてらつしやいますか？」と聞くと、たいいていの方は「インターネット」といいます。けど、それでも日本語でとつてる間はずわりません。そのソースは、大抵はマスコミです。殆ど変わりません。日本は24時間国際ニュースを流すチャンネルがありません。これは世界的に見て、かなりめずらしい。日本の場合、朝とか夜とか、決まつた時間にしかニュースが流れません。それも、国内ニュースとスポーツです。本当に珍しい国です。今頃は、難民キャンプのテントの中でもBBCなど視聴出来ますからね。日本のメディアインフラが、ガラパゴス化しています。本当にまずいです。

機会があれば「平和主義者と戦争」というタイトルのアルジャジーラの特集を見て下さい。「平和憲法」のこを取り上げながら、「実は、これだけ軍隊がある」ということを紹介する内容です。中東の人々はこれを見てびつくりするのですが、日本人が見ると「なにこれ、中国軍なの？」という反応を示したりします。

私たちはまず、こうした現状を踏まえたうえで、国際社会における日本の立ち位置を考える必要があると思います。私も今、勉強中です。 (たかとお なほこ／イラク支援 ボランティア)

『かぞくのくに』

イム・ヨンヒ監督

評者 鈴木 右文

「かぞくのくに」(二〇一二)は、在日コリアン二世の監督による自伝的フィクションで、北朝鮮に住む家族を思つて撮つた作品である。

日本で暮する在日コリアンの家族。主人公の女性の兄は、朝鮮総連の重役である父の薦めで、本国の帰国事業に参加して、北朝鮮で結婚し子供もできるが、日本に残つた家族との再会はできていなかった。当時「地上的樂園」と称して進められた事業だったが、樂園ではなかつたことは周知のとおり。

その兄が二五年ぶりに日本へ戻つた。脳の悪性腫瘍の治療のためである。歓迎する妹をはじめとする家族だったが、兄の顔は浮かない。監視者がつきまとい、本国での状況を話すことも許されず、自分を送り出した父にも恨みをぶつけることができな。黙っている姿に観客の心は張り裂けそうである。父も複雑な心境だ。妹はやるせない気持ちを監視役

にぶつけるのだが、その監視役も兄同様もの言えぬ立場であり、強がってはいるが、翻弄されている身の上に変わりはない。

映画は日本滞在中のもどかしい日々を、兄同様観客に察してくれというスタンスで描く。ひとりの人間の人生を国家が決めてしまう体制の悲劇だ。兄は許された滞在期間では手術を引き受けられないと病院で言われ、そこへ日本への帰国後わずかな日数で本国から帰国命令が下り、治療をしないまま、恐らくは二度と会えない家族と別れて行つた。

米国の宣伝になつていふという批判があるかもしれないが、不幸しか産まないような状況であり、家族の悲劇がそこにあることは確かだ。

二〇一二年『キネマ旬報』の日本映画第一位。主演の安藤サクラが好演した。

(すずき ゆうぶん/九州大学 言語文化研究院教員)

《編集後記》

▼今号のメインタイトルは「改憲安倍暴走政権と明仁天皇の『おことば』」としました。

8月8日、NHKが全国放送で流した明仁天皇の「象徴としてのお務めについての天皇陛下の『おことば』」を見られた読者も多かっただろうと思います。筆者も画面を食い入るように見つめた一人です。

「生前退位」の意向を色濃くにじませたこの「天皇メッセージ」。これまでなかつた異例のメッセージだった事もあり、その意味を深く考えさせられました。

「歳を取り公務が難しくなつてきた」「天皇としての負担を軽くしてほしい」といった単純な「リタイアの要望」でないことは、もはや明らかです。

現憲法が定める「象徴天皇制」を堅持しつつ現皇室典範に規定のない「生前退位」に道を開き、そのことによつて、「現人神」として天皇を「神」に祭り上げ超法規的権力を行使した戦前型の天皇制への回帰を狙う安倍晋三や日本会議などの極右勢力に一

矢報いる――、明仁天皇の本音を推察すれば、こういうことになるのではないのでしょうか？

現天皇夫妻の最近の言動を見る時、その感を強くするのは、筆者だけではなくでしょう。第二次安倍政権が発足して改憲の動きが本格化してから、天皇夫妻の「護憲」発言が目立ってきたのも偶然ではないと思われま。また、沖縄はもとより先の大戦の激戦地への慰霊の旅などは、「戦争屋」安倍晋三への「面当て」かと思われるほどです。「象徴天皇制」への賛否はさておき、この「天皇メッセージ」の意味を正確に評価することが大切だと思います。(編集部N)

反戦情報編集部(代表:永田信男)
〒753-0012 山口市下小鯖2836-1
(T/F) 083-929-3674
山口連絡所
(T/F) 083-902-30030
広島連絡所
(T/F) 082-233-7322
福岡連絡所
(T/F) 092-292-8521
郵便振替口座
0152015-12786
加入者名 反戦情報
銀行口座
福岡銀行箱崎支店
普通預金 2012672
加入者名 永田信男
E-mail:hansen-ji@crest.ocn.ne.jp

